

職員の初任給 (平成29年4月1日現在)

区 分		神 崎 町	県	国
一般行政職	大学卒 (上級職)	184,800円	184,800円	178,200円
	高校卒	150,500円	150,500円	146,100円

職員手当 (平成29年4月1日現在)

区分	町 の 内 容	国 の 内 容
扶養手当	●配偶者 10,000円 ●子 8,000円 ●父母等 6,500円 16歳から22歳までの子1人5,000円加算	同じ
住居手当	●借家の場合 (家賃12,000円を超える場合に限り) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同じ
通勤手当	●電車・バスを利用する場合 定期代等全額支給 ●乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて 2,000円 ～33,100円を支給	●電車・バス利用の場合 定期券代等の1ヶ月あたり 55,000円まで全額支給 ●乗用車等利用の場合 使用距離に応じて2,000円 ～31,600円を支給
期末勤勉手当	(平成28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225(1.025)月分 0.8(1.0)月分 12月期 1.375(1.175)月分 0.9(1.1)月分 計 2.60(2.20)月分 1.7(2.1)月分 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 () 内は管理職員(7級)の支給割合	同じ
退職手当	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置・調整額 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	同じ

地域手当	無支給、国の制度(支給率) 0%
特殊勤務手当	手当の名称 ①防疫作業手当、②行旅病死取扱手当 ※28年度支給実績なし
時間外勤務手当	28年度支給総額 16,654千円、職員1人当たり支給年額 264千円

職員の平均給与月額等

職 種	平成29年4月1日現在			
	平均年齢	月 額	平 均 給 与	
			給 料	諸手当
一般行政職	41.5歳	356,088円	318,826円	37,262円
技能労務職	51.1歳	326,173円	319,064円	7,109円

職 種	平成28年4月1日現在			
	平均年齢	月 額	平 均 給 与	
			給 料	諸手当
一般行政職	41.2歳	355,008円	314,799円	40,209円
技能労務職	50.1歳	319,120円	311,019円	8,101円

町職員の給与等のお知らせ

地方公務員の給与は、地方公務員法により一般家庭の生計費、国及び他の地方公共団体の職員及び民間企業従業員給与、その他の事情を考慮して決めることになっております。

町職員の給与は、それらを踏まえて行われる人事院勧告や、千葉県人事委員会が行う勧告に基づき、町議会の審議を経て条例で定められています。

本年4月現在の町職員の給料等の状況については、次のとおりです。今後も行政事務・事業の整理、人事管理の適正化等を推進し、皆様の理解を得られるように努めてまいります。

人件費

平成28年度普通会計決算額に占める特別職及び一般職の職員の人件費の状況は次のとおりです。

歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)	26年度の人件費率(参考)
千円 2,639,667	千円 224,791	千円 591,900	22.4%	21.1%

職員給与費

平成29年度普通会計当初予算での給与費の状況は、次のとおりです。

給与費 423,479千円 職員数 74人

給料 281,331千円 (66.4%)	職員手当 107,999千円 (25.5%)	期末・勤勉手当 34,149千円 (8.1%)
----------------------------	------------------------------	-------------------------------

特別職の報酬等

特別職の報酬等は、神崎町特別職報酬等審議会の答申を受けて、「神崎町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例」で次表のとおり定められています。

区 分	報酬等(平成29年4月1日現在)	期末手当(平成28年度支給割合)
町 長	750,000円 (540,000円)	6月期 1.975月分
副町長	570,000円 (484,500円)	
教育長	540,000円 (459,000円)	12月期 2.325月分
		計 4.30 月分
議 長	231,000円	6月期 1.40 月分
副議長	193,000円	
議 員	174,000円	12月期 1.60 月分
		計 3.00 月分

(注) 報酬月額()中は、減額措置による減額後の額です。